

会員規約

(総則)

第1条 定款6条の規定により、本会に設置する会員制度の運営その他については、本規約の定めるところによる。

(資格)

第2条 当法人の会員資格は以下の通りとする。

- (1) 正会員 当法人の目的を達成しようとする個人
- (2) 一般会員 神奈川県内に事業場を有する中小規模の法人又は個人事業主
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、当法人の活動を支援しようとする団体及び個人

(入会手続き)

第3条 当法人に入会しようとするものは、所定の申込方法により申込を行い、代表理事の承認によって会員となる。

2 入会にあっては当法人指定の加入申込書及び宣誓書に加え、一般会員は神奈川県内に事業場を有する中小事業者であることを証する書面を提出しなければならない。

(届出内容変更手続き)

第4条 会員は、入会時に申込書に記載した内容、その他当法人に届出た内容に変更があった場合速やかに変更手続きを行わなければならない。

(個人情報保護)

第5条 当法人は保有する会員の個人情報を、別途定める「個人情報保護方針」に基づき管理するものとする。

(会費の額及び徴収方法)

第6条 会費の額及び徴収方法は以下の通りとする。

- (1) 正会員 社員総会の決議によって定める
- (2) 一般会員 年額 5,000 円
- (3) 賛助会員 年額 1 口 (10,000 円) 以上

2 会費の納入にあたっては、加入申込時に申出た方法により納入しなければならない。

3 会費の納入期限については、当法人の請求のあった日から 2 か月以内に納入しなければならない。

4 1 年以上にわたり会費の納入を怠った会員については総会の議決を経て退会措置を受けるものとする。なお再加入を希望した場合は滞納期間の会費相当分を納めなければならない。

(規約の改廃)

第6条 本規約の改廃については社員総会の決議を経なければならない。

(その他)

第7条 会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、社員総会において定めるところによる。

附則

制定 2023年11月6日